



## 製品表示に注目！ —塩素系カビ取り剤—

前号で製品表示の重要性についてお話しました。しかし、消費者の本音として、「表示が大切なのはわかるけど、細かい字でビッシリ書いてあるのでとても読む気になれない」という声があるのも事実です。確かに、高齢になって視力が衰えてくると、細かい字を読み取るのは一苦労です。そこで今回は実際の製品表示を取り上げて、どのような内容がどのように表示されているのかを見ていきたいと思います。表示をしている事業者の意図を知ると、上手にかつ安全に使うためのポイントが掴めるのではないのでしょうか。



製品表示はカビ取り剤を取り上げてみます。カビ取り剤の主成分は次亜塩素酸ナトリウムです。一般に「塩素系」と呼ばれる製品の一つです。この塩素系カビ取り剤が潜在的に有する危険・有害性として、酸性の製品と一緒に使う（まぜる）と有害な塩素ガスが発生する、液性が強いアルカリ性で腐食性があるため、目に入ると重篤な眼の損傷を生じる（酷いときは失明することもある）、皮膚に付くと化学やけどを生じるおそれがあることが知られており、使用に際して注意が必要です。

### 家庭用品品質表示法に基づく「警告表示」

カビ取り剤は家庭用品品質表示法の「住宅用又は家具用の洗剤」に該当し、同法により表示すべき内容が規定されています<sup>1)</sup>。一般的な表示事項としては、品名、成分、液性、用途、正味量、使用量の目安、使用上の注意、表示者の氏名・名称、住所又は電話番号があります。これらの項目は主に製品の裏面に表示されています。

また、これらとは別に、同法で規定する塩素ガス発生試験で一定量以上の塩素ガスの発生がみられた製品については、更に特別注意事項として、「まぜるな危険」と「塩素系」の表示、①酸性タイプの製品と一緒に使うと有害な塩素ガスが出て危険である旨、②目に入った時はすぐに水で洗う旨、③子どもの手に触れないようにする旨、④必ず換気を良くして使用する旨の表示を行うことが義務付けられています（図－1のⅠ）。これは、いわゆる警告表示と呼ばれているものになります。警告表示とは一般消費者の生命、身体、財産危害を及ぼすおそれのある危険であって、通常予見される使用形態の範囲内で取扱いを誤った場合に発生するものを対象としており、一般消費者の注意を喚起して製品による事故を防止するための表示です。そのため、表示する文字の大きさや注意を惹くための文字色まで規定されており、表示箇所についても、商品名の記載のある面と同一の面の目立つ箇所、つまり製品の表面に見えるように表示することとされています。

カビ取り剤を含む塩素系製品については、さらに詳細な業界自主基準<sup>2)</sup>が定められ、家庭用品品質表示法を補完しています。代表的なものに安全図記号があり、上記の①～④に対応した安全図記号の表示が行われています（図－1のⅡ）。「まぜるな危険」と「塩素系」の表示は大きな字で強調さ

れた表示になりますが、①～④は少し小さな字で表示され一見してわかるものではないため、直感的に理解できる安全図記号による表示はより好ましいものと言えるでしょう。

ひし形で囲まれた絵表示はGHS表示といいます(図-1のⅢ)。GHSとは「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」の略で、化学物質の危険・有害性に関する情報を、世界共通のルールに則って分類・表示し伝達することで、使用者がより安全な化学品の扱いを自ら実施できるようにするもので、国連において開発されたシステムです。日本では、化管法、安衛法、毒劇法で指定された化学物質について、GHSに基づく安全データシートの提供とラベル表示が義務付けられています。家庭用製品は対象外とされていますが、次亜塩素酸ナトリウムを含有する漂白剤・洗浄剤については、業界自主基準に基づく表示<sup>3)</sup>がされています。

図-1 カビ取り剤の製品表示(表)



### 一般的な注意表示と応急処置

一般的な注意表示や応急処置などはすべて裏面に表示されています。家庭用品品質表示法は表示すべき項目や内容を端的に規定していますが、詳細な文言まで規定している訳ではなく、「製品の品質に応じて適切に表現すること」としています。このため、業界自主基準でより詳細な文言や表現が決められています。それらの規定に則ったうえで、更にメーカーで独自の注意表示や言い回しの工夫がされています。

図－2 カビ取り剤の製品表示（裏）

体調がすぐれない方や、心臓病・呼吸器疾患等の方は使わないでください。  
 ●窓や戸を開ける、換気扇を回す等必ず換気する。（2ヶ所以上開けると換気効果が高い）●炊事用手袋、マスク、目の保護に眼鏡等を着用する。  
 ●入浴中には絶対に使用しない。

★このスプレー容器は強力カビハイター専用。他の洗剤・漂白剤等を入れない。★次回からつけかえ用（400ml）を。つけかえ時は液はね等に注意。

<b>用途</b>	浴室内のカビ汚れ（浴室の壁やタイル・目地、浴室のマット、小物類、扉等のゴムパッキン）		
<b>使い方</b>	①ノズルの先端部の「出」をきちんと▲印にあわせる。（この時、顔に向けない） ②約10cm離してカビ汚れにスプレーする。（目より上には絶対スプレーしない。天井等目より上を使う時は、液を雑巾等につけて塗りつける） ③約5分置いた後、充分に水洗いする。 ※しつこい汚れには15分～30分程度おくと効果的。 ④使用後はノズル先端部の「止」をきちんと▲印にあわせる。作業後は必ず手を洗う。		
<b>使用量の目安</b>	1平方メートル当たり約10回スプレー		
《使えないもの》●獣毛のハケ・ブラシ ●木製品 ●ホーロー、アルミニウム、真ちゅう等の金属製品（サビの原因になる） ●しっくい壁、クロス壁、一部ユニットバスの化粧銅板壁（磁石がつくのが銅板） ●浴槽栓等のゴム部分			
<b>品名</b>	カビ取り用洗浄剤		
<b>成分</b>	次亜塩素酸塩、水酸化ナトリウム（0.5%）、界面活性剤（アルキルアミノオキソド）、安定化剤		
<b>液性</b>	アルカリ性	<b>正味量</b>	400ml


〇〇〇株式会社  
 〒（郵便番号）□□□（所在地）  
 お問い合わせ先 〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

**使用上の注意**

●用途外に使わない。●認知症の方などの誤飲を防ぐため、置き場所に注意する。●液が目に入らないよう注意する。●液が皮膚や衣類につかないよう注意する。●必ず単独で使用する。酸性タイプの製品や食酢・アルコール等と混ぜると有害なガスが発生して危険。●1度に大量に使ったり、続けて長時間使わない。●外国製タイルは変色することがあるので、必ず目立たない場所で試してから使う。●浴槽にたれ落ちたままにしておくと変色することがあるので、すぐに水洗いする。●衣類や敷物に液がつくと脱色するので注意する。●直射日光を避け、高温の所に置かない。●倒して保管しない。●破損を避けるため落とさない。

**応急処置**

●目に入った時は失明のおそれがある。こすらずただちに流水で15分以上洗い流し、痛みや異常がなくても直後に必ず眼科医に受診する。●飲み込んだ時は、吐かずに、すぐ口をすすぎ、コップ1～2杯の牛乳か水を飲む等の処置をし、医師に相談する。●皮膚についた時はすぐに水で充分洗い流す。異常が残る場合は皮膚科医に相談する。●使用中、目にしみたり、せき込んだり、気分が悪くなった時は使用をやめてその場から離れ、洗眼、うがい等をする。※いずれも受診時は商品を持参する。



ボトル：PE  
 スプレー：PP,PE  
 ラベル：PS

例えば、家庭用品品質表示法では「目に入った場合には応急処置を行い、医師に相談する旨」を製品の品質に応じて適切に表現することとなっていますが、業界自主基準では更に詳細に規定されています。目に対する損傷性は水酸化ナトリウムの含有量により左右されることから、2%以上含有する場合は「失明のおそれがある」旨を記述することとされています。それに加えて、2%未満の製品にあっても、使用剤型、その他の含有成分を勘案して表示者が、失明のおそれがあるに代えて「目を傷める」と記載してもよいともされています。図－2の実際の表示例を見ると、応急処置として「目に入った時は失明のおそれがある、こすらずただちに流水で15分以上洗い流し、痛みや異常がなくても直後に必ず眼科医に受診する」と応急処置として間違いない明確な指示がされています。ここまでの細かい表現については、メーカーの判断によるものです。

図－2から分かるように裏面の表示は、どうしても字が小さく読みにくいものです。製品表示を読み込む際のポイントは、製品を安全に使用するために必要な事柄は赤や黄色で注意を惹くように表示されていることです。また、これらの注意事項は、メーカーのホームページに掲載されている製品カタログ等でも見ることが出来る場合がありますので、一度ホームページを確認されるとよいでしょう。

製品に関する苦情や問い合わせは、製品に表示されている「お問い合わせ先」で対応しています。事故が起こってしまったからの申し出だけでなく、使用する上で不明なことや疑問に思うことがあれば電話などで直接確認することもできます。

- 1) 「家庭用品品質表示法」、消費者庁HP、  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household\\_goods/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/)
- 2) 「洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会の自主基準」、日本家庭用洗浄剤工業会HP、  
[http://www.senjozai.jp/images/file/antaikyo\\_guideline201707.pdf](http://www.senjozai.jp/images/file/antaikyo_guideline201707.pdf)
- 3) 「家庭用消費者製品におけるGHS表示作成ガイダンス 初版」、日本石鹼洗剤工業会HP、  
[https://jsda.org/w/01\\_katud/jsda/JSDA\\_GHS\\_guidance201103J.pdf](https://jsda.org/w/01_katud/jsda/JSDA_GHS_guidance201103J.pdf)